

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日	平成 30 年 6 月 14 日
会社名	株式会社フロンティア
会社名 (英訳)	Frontier Inc.
本店所在地	山口県周南市大字櫛ヶ浜 134 番地の 5
代表者役職氏名	代表取締役社長 山田 紀之
問合せ先	(092) 791-8688
URL	http://all-frontier.com/
証券コード	4250

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は次の通りです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

■ 2. 資本構成

- (1) 外国人株式保有比率 10%未満
(2) 大株主の状況

氏名または名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
山田 紀之	341,000	54.13
立石 直孝	104,000	16.51
伊藤 一三	60,000	9.52
石井 悠二	40,000	6.35
長弘めぐみ	20,000	3.17
LUM WAI CHEE	20,000	3.17
高橋株式会社	16,000	2.54
有限会社イージー・コンサルティング	6,000	0.95
古賀 仁志	5,000	0.79
廣田商事株式会社	4,000	0.63
長弘 俊哉	4,000	0.63

- (3) 支配株主（親会社を除く）の有無 山田紀之
(4) 親会社の有無 なし

■ 3. 企業属性

- (1) 上場取引所及び市場区分 TOKYO PRO Market

- (2) 決算期 11月
- (3) 業種 化学
- (4) 直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満
- (5) 直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満
- (6) 直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

- (1) 組織形態 監査役設置会社
- (2) 取締役関係
 - ① 定款上の取締役の員数 10名以内
 - ② 定款上の取締役の任期 2年
 - ③ 取締役会の議長 社長
 - ④ 取締役の人数 4名
 - ⑤ 社外取締役の選任状況 選任している
 - イ. 社外取締役の人数 1名
 - ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名
- ハ. 会社との関係 (1)

氏名	属性	会社との関係 (※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前田 隆	他の会社の出身者						△					

※ 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

ニ. 会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 隆		(株)ポルコロソ 監査役 L I E N(株) 取締役 (株)トライアンド 代表取締役 五洋食品産(株) 取締役 (株)アクネット広島 取締役 (株)エムビーエス 取締役 (株)L i b W o r k 取締役	長年経営コンサルタントとして活動し、会社経営に関する豊富な見識と経験を有しており、独立した立場から取締役等の業務執行を監督する観点から適任であるため、社外取締役に選任しております。

⑥ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

(3) 監査役関係

- ① 監査役会の設置の有無 設置していない
- ② 定款上の監査役の数 3名以内
- ③ 監査役の数 2名
- ④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査責任者と監査役は、随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で見つかった事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。また、内部監査責任者と監査役は、監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実行性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正の確保に努めております。

⑤ 社外監査役の選任状況

- イ. 社外監査役の数 2名
- ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名

ハ. 会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
檜崎 俊治	他の会社の出身者													
山本 聖	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

1. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m. その他

ニ. 会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
檜崎 俊治		—	同氏は人事総務全般の実務経験および業務システムに関する幅広い経験、知識を有しております。
山本 聖		—	同氏は弁護士として培われた法務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しております。

(4) 独立役員関係

- ① 独立役員の数 0名
 ② その他独立役員に関する事項 該当事項はありません。

(5) インセンティブ関係

- ① 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況： 該当事項はありません。
 ② ストックオプションの付与対象者： 該当事項はありません。

(6) 取締役報酬関係

- ① (個別の取締役報酬) 開示状況： 個別報酬の開示はしていません。

該当事項に関する補足説明

当社では、役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

- ② 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無：

取締役の報酬は、株主総会で報酬の総額を決定し、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として、取締役会でその配分を決定しております。

(7) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、取締役会開催前に必要に応じて口頭または電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成しており、毎月1回定期に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営の基本方針、法令、定款、取締役会規程で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、2名（社外監査役）で構成されております。監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席、会社の業務及び財産の状況調査並びに各取締役との積極的な意見交換を通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

(3) 会計監査の状況

会計監査については、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、如水監査法人による監査を受けております。当社の当事業年度における監査業務を執行した公認会計士は、児玉邦康氏、飯村光敏氏の2名であり、

いずれも継続監査年数については7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士1名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会により迅速な経営判断や意思決定が実現できるように配慮する一方、社外取締役及び社外監査役による外部的見地からの監視により、十分な監督機能を保持しており、現状の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて最適であると考え、採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

当社は、開かれた総会を目指すため、集中日を回避するよう努めております。また、将来的には電磁的方法による議決権行使も検討していきたいと考えております。

■ 2. IRに関する活動状況

IR資料のホームページ掲載：当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報のほか、決算説明会資料及び業績・財務情報等についても掲載していく予定です。

IRに関する部署（担当者）の設置：経営企画室にて対応しております。

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーに対し、会社の状況を適時に開示することは上場企業としての責務であると認識しております。よって今後は、決算説明会の開催や当社Webサイト上のIR情報ページにてステークホルダーとのコミュニケーションを強化していきたいと考えております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき、各部門の業務に対して監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

また、内部監査責任者と監査役は、随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。また、内部監査責任者と監査役は、監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実効性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正の確保に努めております。

■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、いかなる場合であっても反社会的勢力及びその関係者に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力との取引排除に向けた具体的な取組み状況について、反社会的勢力との関係を遮断し、それによる被害を防止するため、次の体制を整備しております。

- ① 「反社会的勢力対策規程」を整備しております。
- ② 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を対応統括部門とし、情報の一元管理、蓄積を行っております。
- ③ 従業員及び役員に、反社会的勢力との関係を有しないことについての誓約書を提出させております。
- ④ 顧客及び取引先等について、反社会的勢力との関係に関して事前審査を行っております。
- ⑤ 取引先との間で締結する「取引基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除することができる旨の排除条項を設けております。
- ⑥ 社内における審査の過程においては、今後、更に所轄警察署や暴力追放運動推進センターとの関係を強化していく予定であります。

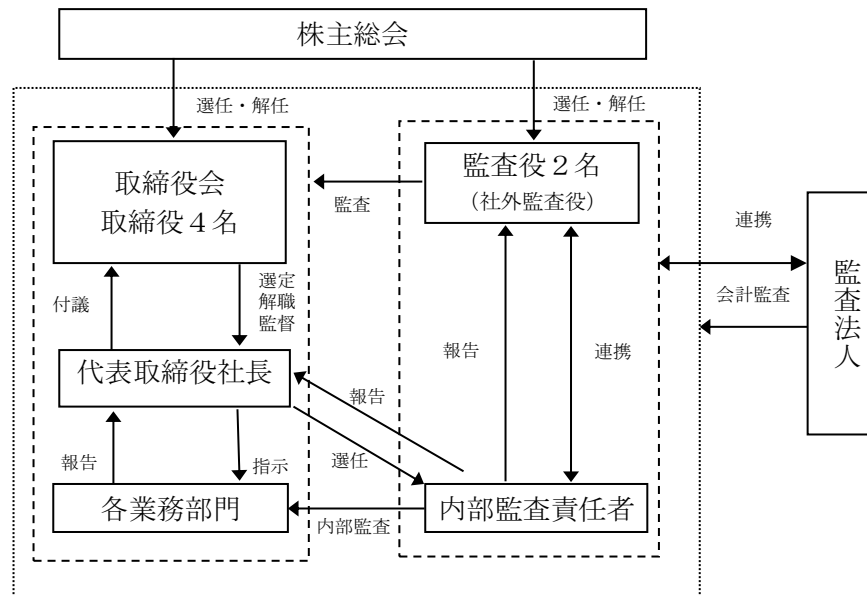
V. その他

■ 1. 買収防衛策の導入の有無 なし

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは、次のとおりです。

